

飯山市新卒者 J R 通勤補助金交付要綱

(H30Ver)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内に若い世代の移住定住と J R 線の利用の促進を図ることを目的として、新卒者であって、北陸新幹線又は J R 飯山線を利用して通勤するものが負担する定期券の購入代金に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和 36 年飯山市規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新卒者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）で定める中学校、高等学校、高等専門学校学校、短期大学、専修学校もしくは大学又はこれらに類するものとして市長が認めた学校、機関等（以下「学校等」という。）を卒業した者をいう。
- (2) J R 線定期券 東日本旅客鉄道株式会社の発行する通勤に要する定期券をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、北陸新幹線又は J R 飯山線を利用して通勤している者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 平成 30 年度以降の新卒者。
- (3) 飯山市役所の正規職員でないこと。

(補助対象期間)

第 4 条 補助金の交付の対象となる期間は、J R 線定期券の通用期間とする。ただし、補助金の交付の対象となった最初の月から 2 年間を限度とする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、J R 線定期券購入に要する費用以内とし、1 月当たり 5,000 円を上限度とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、飯山市新卒者 J R 通勤補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）によるものとし、同項に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) J R 線定期券の写し
- (2) 社員証等通勤を証明するものの写し、または就労証明書
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、J R 線定期券購入の日から 30 日を経過した日又は購入した年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 補助金の交付の対象となる期間が複数年度にまたがる場合は、第 1 項に規定する申請書を毎年度 4 月末までに提出するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金を交付するものとする。

2 規則第12条第1項に規定する実績報告書及び規則第14条の3に規定する請求書は、前条第1項に規定する申請書の提出をもって、提出があったものとみなす。

(決定の取消し)

第8条 規則第15条第1項に定めるもののほか、市長は、補助金の交付を受けた者が、補助金の交付の決定を受けた日以後の通用期間中に、市外に転出したとき又は、虚偽等により不正に補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、平成29年4月1日以降に生ずる定期券に係る補助金から適用する。